

「改憲が遠のくとの報道ですが、維新と組む方が困難だと思えますが？」

平成 27 年 5 月 26 日

● トップハンデさんからの質問

いわゆる都構想否決で憲法改正が遠のくとのマスコミ報道。産経新聞によると、小沢鋭仁氏のインタビューで、改正ポイントが、首相公選、道州制、一院制。首相公選なら、国のトップが人気投票になり、ポピュリズムの衆愚政治。道州制は、権力が偏り過ぎて北海道と札幌市の関係になり、道州内での一極集中をつくる。一院制は、おそらく参議院廃止かと思いますが、過去、違った決議を出した時は、参議院の決議に軍配が上がっていたと思う。(郵政民営化、小選挙区導入など)以上のことを考察すれば、維新と改憲議論をしても、前進することが困難かと思えます。改憲は日本を取り戻す手段であり、目的では無い。西田氏の見解をお願いします。

● 西田昌司の答え

維新と組んで改憲をしようなどというのは、この上ない頓珍漢な考えだと思えます。

憲法は国柄を表わすものですが、日本は敗戦後の占領中に、GHQによって作られた現行憲法を押し付けられて国柄を無理やりに変えられてしまいました。その内容は、日本に自治は認めても、国家として自立させないことを根本の目的としたものであり、第9条では自衛権までもが放棄されるという屈辱に耐えなければなりませんでした。現行憲法の精神は、その前文にもあるように「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という、独立国としての矜持を捨て去せられたものです。

憲法改正に関しては、いかに日本が国柄を取り戻すか、いかに日本が真の独立を果たすかという観点から議論をしなければなりません。アメリカや中国といった他国に振り回されずに、日本が自信を持って世界の中で堂々と存在できる国にしなければなりませんし、次の世代にも日本をしっかりと伝えなければなりません。現行憲法には自立の精神に全く欠けており、我々はいつか現行憲法の無効宣言をしなければなりません。そのためには国民に時間をかけて、憲法問題の本質についての説明をしなければなりません。日本人の一人ひとりが、戦後の出鱈目や矛盾に気付いて、戦後を問い直す以外に日本を救う道はないのですが、そのような過程を経ていない現在に、ただ単に改正派を増やして数の上で勝とうなどというのは非常に拙速であり、下手に改正をしてしまえば後々に取り返しのつかないことになりかねません。

国柄を取り戻すには「日本の国柄とは何か」を問わなければなりません。自民党の作った『日本国憲法改正草案』は、現行憲法と対照していますが、現行憲法がGHQに押し付けられた憲法であるならば、現行憲法と対照するのではなく、明治憲法にまで遡らなければなりません。私は、明治憲法が日本の憲法としてふさわしいと思っていますが、明治憲法にも構造的な欠陥があります。明治憲法では、天皇は日本の主権者として天皇大権を持つとされていますが、内閣や内閣総理大臣の規定がないという欠陥があり、故に先の大戦における軍部の暴走を許してしまったという歴史的事実があります。このような欠陥は直さなければなりません。

明治憲法は欽定憲法ですが、その精神は「憲法の根本には日本の国体があり、皇祖皇宗に連なる日本の歴史に権威を置く」というものであり、天皇が大権を持ちつつも、憲法条文の下で様々な行使がされる立憲君主制となっており、天皇は「君臨すれども統治せず」という存在でした。ちなみに、自民党の『日本国憲法改正草案』では、「天皇は、日本国の元首」としていますが、私は「元首」という言葉はふさわしくないと思います。いずれにしても、憲法を論じる際には日本の歴史や国柄をしっかりと踏まえなければなりません。昨今の改憲論議にはこの視点が全く欠けていますし、三分の二の賛成を確保するためには維新が必要だ、などというのはあまりに短絡的です。次

の世代には、正しい歴史感、正しい筋道、正しい物の考え方を伝えていかなければなりません。しかし、現行憲法を始めとした戦後の矛盾を国民が理解するにはかなりの長い年月が必要でしょう。

それまでの現実の対応策として、憲法改正以前にすべきことは「現行憲法下でも集団的自衛権の行使は認められる」という憲法解釈をすることです。現行憲法は、占領を前提とした「占領基本法」であり、自衛権をも否定するものでしたが、占領中に GHQ の方針が変わって日本は再軍備を要求されました。この時に「憲法が放棄している軍事力には自衛権は含まれない」との解釈変更がされたのですが、こうした先例にならって「集団的自衛権の行使も認められる」との解釈変更をすればよいのです。

国連憲章の第 51 条には自衛権について、個別的または集団的を問わずに独立国には固有の権利として認められるとありますし、そもそも個別的自衛権と集団的自衛権は表裏一体のものです。憲法改正をしなくても、独立国である以上は集団的自衛権をも認められるものであり、自衛隊の前身である警察予備隊が設置された時点で 9 条の問題は解決されているとも言えます。集団的自衛権の行使を内閣が宣言すれば、現在日本が陥っている安全保障についての隘路から抜け出すことができるのです。

こうやって喫緊の危機に対応した後は、憲法の問題について国民の理解が得られるよう、粘り強く訴えていかなければなりません。もう一度言いますが、国柄とは何なのか、我々が戦後に失ったものは何なのか、と日本人が問い直すことが本当に重要なのです。憲法改正は、国柄を取り戻すための手段にすぎませんし、憲法改正が目的では決してありません。

反訳：ウッキーさん

Copyright : 週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>